

第三期中長期経営計画

令和7年度（2025年度）～ 令和11年度（2029年度）

社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会

このたび、第1期（平成27年度～令和元年度）、第2期（令和2年度～令和6年度）の中長期経営計画を経て、第3期中長期経営計画（令和7年度～11年度）を策定する運びとなりました。

第3期では、法人の社会福祉充実残額に基づき策定をしている社会福祉充実計画に記載している梨の実寮の再整備やみだい寮の再整備などハード面での整備が重要課題になります。最近の物価高騰による建築資材や人件費の高騰、今後見込まれる金利の上昇等により当初予定していた資金計画の見直しを余儀なくされております。しかし再整備は利用者が日々快適に生活していける環境を提供するために不可欠な事業であり、実現に向けて推進していく必要があります。特に、昭和53年に建設された梨の実寮は、県内の障がい者の入所施設では、現存する最も古い建物となってしまいました。ここ数十年の課題であったこのことを、第3期において手を付け、具体化していかなければなりません。

一方、今後の障がい福祉の動向を推察すると、徐々に施設経営モデルからの脱却も考えていかなければなりません。地域住民をはじめ様々な主体との連携のもと、地域共生社会を実現していくために、既存の制度分野を超えた多角化、多機能化を推進させなければなりません、それにより経営リスクを分散させ、経営の安定化を図っていくことを同時に考えていかなければなりません。

最後になりますが、今後とも当法人に対し関係各位皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 望月 和夫

1 計画期間

中長期計画の期間は、令和7年度（2025）から令和11年度（2029）年度の5年間とする。

2 計画の目的

基本理念（法人の目的）の実現に向けて、社会情勢及び当法人の課題を踏まえ、基本方針及び期間内における各施設等の運営目標を定め、その達成に向けての方策を設定することを目的とする。

3 法人の歴史

昭和45年	知的障害者の家族が協力し「山梨県手をつなぐ親の会」を結成
昭和53年3月	社会福祉法人の認可
昭和53年8月	知的障害者入所授産施設「山梨県立梨の実寮」の受託経営開始
昭和62年8月	知的障害者入所更生施設「みだい寮」を開設
平成18年4月	障害者支援施設「山梨県立梨の実寮」の指定管理開始
平成25年4月	障害者支援施設「山梨県立育精福祉センター成人寮」の指定管理開始
平成29年5月	「生活支援センタークローバー」を開設
平成31年4月	福祉型障害児入所施設「山梨県立育精福祉センター児童寮」の指定管理開始
令和3年4月	障害福祉サービス事業所「山梨県立あゆみの家」の指定管理開始
令和3年4月	「山梨県立梨の実寮」の譲渡を受け「梨の実寮」として運営開始

4 経営の状況

(1) 経営する施設・事業所、定員（令和7年4月1日現在）

	施設・事業所名	サービス種別・定員
①	梨の実寮	施設入所支援40名、生活介護44名、就労移行支援6名、就労継続支援B型10名、短期入所6名
②	みだい寮	施設入所支援70名、生活介護70名、短期入所5名
③	山梨県立育精福祉センター成人寮	施設入所支援90名、生活介護105名、短期入所9名
④	山梨県立育精福祉センター児童寮	福祉型障害児入所施設70名、短期入所10名
⑤	山梨県立あゆみの家	自立生活訓練（生活訓練）20名、宿泊型自立生活訓練20名、短期入所2名
⑥	こもれびホーム甲西	共同生活援助4名
⑦	グループホームふくしむら	共同生活援助6名
⑧	グループホームしらね	共同生活援助10名
⑨	梨保ホーム	共同生活援助4名
⑩	みっとホーム	共同生活援助4名
⑪	生活支援センタークローバー	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助 居宅介護、重度訪問介護、行動援護
⑫	放課後デイみだい	放課後等デイサービス10名

(2) 職員数 221名（正規職員165名・令和7年4月1日現在）

(3) 決算の状況（単位：千円）

	事業活動収入計	事業活動資金収支差額
令和3年度決算額	1, 346, 965	115, 177
令和4年度決算額	1, 361, 787	64, 311
令和5年度決算額	1, 389, 731	74, 905

5 計画の基本方針

定款第1条に定める目的を達成するため、以下の10項目を基本方針とする。

定款第1条（目的）

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 公益性

個人が人としての尊厳をもって家庭や地域及び施設の中で、その人らしい『安心のある生活』が送れることができるよう、障害者の社会的自立を支援していく

(2) 継続性

良質なサービスを継続して提供していく

(3) 透明

透明性を確保するため、社会福祉法人として必要な情報開示や情報提供等を行う。

(4) 倫理性

公正・誠実な倫理観に基づく法人経営を行う

(5) 非営利性

事業で得た収益は社会福祉事業に充てることを基本としつつ、地域の福祉課題や福祉需要にも還元できるよう努める

(6) 開拓性

表出しにくい生活課題や福祉需要の掘り起こし、制度の狭間や制度化されていない福祉需要に対しても取り組む

(7) 組織性

高い信頼性が求められる社会福祉法人として、組織統治の確立や人材育成などの組織マネジメントに取り組む

(8) 主体性

指定管理施設以外の施設の運営については、施設設置者としての自主性及び自律性を発揮し、自らの意志・判断により事業に取り組む

(9) 効率性

事業収入の財源は税金や社会保険料等の公金であることを踏まえ、効果的で効率性の高い経営を目指す

(10) 機動性

地域の福祉ニーズ及び制度の変化に対して迅速に対応していく

6 計画の重点目標

基本方針に基づき以下の内容を重点目標として取り組んでいく

- (1) 利用者が快適な日常生活を送れるよう、利用者の意思決定を尊重するとともに職員の資質を向上するべく各施設及び事業所がその取り組みを推進していく
- (2) 公益的な取り組みを推進するため地域貢献を実施しているが、今後は可能な限り他の社会福祉法人とも連携を図り地域に必要な課題に取り組んでいく
- (3) 今後5年間の主な取り組み

倫理要領に則った良質な福祉サービスを利用者に提供していくため、計画期間を通じて必要な取り組みを実践する

【倫理綱領】

障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1 生命の尊厳

私たちは、利用者の一人ひとりを、かけがいのない存在として大切にします。

2 個人の尊重

私たちは、利用者の個性、主体性、可能性を尊びます。

3 人権の擁護

私たちは、利用者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4 社会への参加

私たちは、利用者の年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員として地域の中で生活が送れるよう支援します。

5 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

- ① 令和3年度に策定した社会福祉充実計画を実行していくとともに、新たな社会福祉充実残額が生じた場合は施設整備等を含めて再検討を行っていく
- ② 地域移行の取り組みを推進していくため、梨の実寮の再整備に当たっては定員の見直しやグループホームの新設を検討していく
- ③ 事業継続に必要となる人材確保のための様々な取り組みを継続して実施するとともに職員の人材育成にも注力していく
- ④ 職員が子育て、介護、家庭等と仕事が両立できるよう、働きやすい職場環境を整備していく

- ⑤ サービスの見直しについて、法人全体の収支バランスを考慮しつつ、障害福祉を取り巻く環境の変化や地域のニーズを踏まえて見直しを検討していく
- ⑥ 職員給与について、職員が意欲を持って仕事ができるよう給与体系を検討する。
- ⑦ 安定した障害福祉サービスを継続して提供していくため、国や地方公共団体、関係機関等が提供する情報等の収集を行い、施設間で共有していく
- ⑧ ハラスメント防止について、法人事務局を中心として再発防止の研修会を定期的に実施していく
- ⑨ 法人後見制度の実施について、地域のニーズや利用者個人の事情を踏まえて検討していく

7 各拠点の運営計画

(1) - 1 なしのみ拠点 法人本部

① 職員確保

- ・ 職員の年齢構成の均等化を図るため、継続して新卒者を採用する
- ・ 安定した施設運営を図るため、中途採用を通年で行っていく
- ・ 働きやすい職場環境となるよう、規則などの共通ルールを検討し、構築する
- ・ 賃金や手当などの処遇改善を図っていく

② 職員の資質向上（法人全体）

- ・ 虐待防止を図るため、新規採用職員研修や各施設事業所での内部研修を実施する
- ・ ハラスメントを防止するため、適時研修を実施する
- ・ 広い視野を身に付け支援に活かせるよう、外部研修や関連する活動への参加を促すとともに、所属以外の施設等の見学や体験を実施する

③ 施設の再整備

- ・ サービス向上を図るため、梨の実寮の再整備を行うとともに、みだい寮の再整備に向けて検討していく
- ・ 梨の実寮の再整備を円滑に進めるため、予め整備計画を作成し、整備年度や規模、必要と見込まれる補助金について県障害福祉課に情報共有を行っていく
- ・ 梨の実寮の再整備資金の確保について検討していく
- ・ 梨の実寮の再整備スケジュールを作成し、着実に実施していくとともに必要に応じて見直していく

	2025上 R7					2025下 R7					2026上 R8					2026下 R8					2027上 R9					2027下 R9					2028上 R10					2028下 R10					2029上 R11					2029下 R11																																																																																																																																						
基本構想																																																																																																																																																																																				
補助金																																																																																																																																																																																				
概要設計																																																																																																																																																																																				
詳細設計																																																																																																																																																																																				
準備工事																																																																																																																																																																																				
本体施設新築工事																																																																																																																																																																																				
引越作業																																																																																																																																																																																				
旧施設撤去工事																																																																																																																																																																																				
作業棟等整備工事																																																																																																																																																																																				

- ・生活支援センタークローバーを中心に、地方自治体及び基幹相談支援センターの運営や事業に協力する
- ・地域生活支援拠点事業の各種取組に協力する

- ・地域とのつながりを深めるため、地域行事への参加等の取り組みを順次拡大する

- ・高齢者と若年者の二極化の拡大に伴い、日中活動の内容や支援体制を検討するとともに、職員の業務内容の検討を進める
- ・就労継続支援B型の利用者工賃を月額平均 20,000 円以上にするため、作業環境の改善や企業等関係者との連携強化を図っていく
(R 8 には 15,000 円を目標、参考：R 4 全国月額平均工賃 17,031 円)
- ・自己評価を施設ホームページに公開する（直近は令和 5 年度作成）
- ・第三者評価の実施を検討する。（最新は平成 18 年）
- ・入所者の地域移行に向けた施設運営を図っていく
- ・支援学校の実習生を積極的に受け入れていく
- ・希望に応じ県外者や生活困窮者を可能な限り受け入れていく

- ・施設入所利用者の常時40名を確保できるよう、関係機関との連携を強化する
- ・生活介護及び就労継続支援B型の利用者増を図る
- ・梨の実寮再整備に備え各種加算の算定等による増収及び経費節減に取り組む
- ・3箇所ของกลุ่มホームのあり方について検討し、必要に応じて見直す

- ・栄養管理を考慮しながら利用者に喜ばれる給食の提供を行っていく
- ・感染症や食中毒等の発生を防止するための取り組みを継続していく
- ・大規模災害発生や感染症発生に備えるため、業務継続計画（BCP）の見直しや訓練・研修を行う

③ 職員の資質向上

- ・希望する職員が資格を取得しやすくなるよう配慮する
- ・サービス管理責任者等の施設運営に必要な資格を計画的に取得していく
- ・業界団体や職域毎の研修等への参加による専門性の向上を図っていく
- ・新規入職者には研修担当者を付けOJTを実施し能力向上を図っていく

④ 施設（設備）整備

- ・エアコン・暖房用ボイラー・浄化槽の機能保全を適切に行っていく
- ・必要な施設車両の整備を行う
- ・施設の再整備を踏まえ、設備の長寿命化や改修を行う
- ・施設の再整備に向けての検討を行う。（就労系サービスの規模や内容、再整備に伴う入所人員の縮小に伴う通所拡大など）

⑤ 地域（在宅）福祉

- ・在宅者やグループホーム利用者に選んでもらえる活動を検討していく
- ・地域貢献としての清掃美化活動に努める

⑥ その他

- ・職員の負担を軽減するため、事務処理の簡素化やITによる効率化を図る

(1) - 3 なしのみ拠点 グループホーム（ふくしむら・しらね・梨保）

① 利用者支援

- ・プライバシーの尊重を図る
- ・栄養管理に留意しバラエティに富んだ食事が提供できるよう工夫していく
- ・利用者の希望に応じ一人暮らしに移行出来るよう支援していく

② 施設運営・資金計画

- ・利用者の共通経費等の金銭管理を適切に行っていく
- ・共同生活が円滑に行えるようルールを周知していく
- ・満室になるよう空き状況等の情報を梨の実寮ホームページに掲載する
- ・栄養管理を考慮しながら利用者に喜ばれる給食の提供を行っていく
- ・感染症や食中毒等の発生を防止するための取り組みを継続していく
- ・大規模災害発生や感染症発生に備えるため、業務継続計画（BCP）の見直しや訓練・研修を行う

③ 施設（設備）整備

- ・利用者の生活が豊かになるよう家具や機器等を整備する
- ・賃貸物件について、経済的にメリットがある場合は法人所有の建物に移行できるよう検討していく

(1) ー 4 なしのみ拠点 生活支援センタークローバー

(ア) 指定特定相談支援・指定障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助

① 基本方針・計画の方向性

- ・オーダーメイドの相談支援
- ・多職種連携やチームアプローチ
- ・意思決定支援、権利擁護の視点
- ・地域課題の抽出や解決に向けて自立支援協議会との連動
- ・主任相談支援専門員の配置と機能強化型Ⅰの継続で安定した収入と体制確保
- ・専門分野ごとのスキルアップ

② 5年間の実施計画

- ・相談員の質の担保を通じて利用者のニーズに合った計画作成
- ・多職種連携の意義をOJTで学ぶ
- ・研修や自己研鑽の機会を作る
- ・毎月の事例検討の実施、協議会（各部会）への参画
- ・主任研修受講要件を満たす人材の育成・確保
- ・初任者研修への人材輩出を法人へ働きかける
- ・研修機会の活用

③ 地域貢献

- ・丁寧な相談支援。計画作成にとどまらない基本相談の対応
- ・地域生活支援拠点事業への登録を通じて、地域生活の継続を支援

④ その他

- ・各種制度やITを活用し効率的な業務運営を図る。
- ・大規模災害発生や感染症発生に備えるため、業務継続計画（BCP）の見直しや訓練・研修を行う

(イ) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援

① 利用者支援

- ・資格取得者を増やし行動援護サービス提供の充実を図っていく
- ・地域のニーズに対応できるよう、ヘルパーの増員及び男性ヘルパーを配置するなど体制強化を図っていく

② 施設運営

- ・現状のサービス提供地域や今後の事業展開の動向をみながら、クライアントにもわかりやすい場所の設置を検討
- ・大規模災害発生や感染症発生に備えるため、業務継続計画（ＢＣＰ）の見直しや訓練・研修を行う

③ その他

- ・各種制度やＩＣＴを活用し効率的な業務運営を図っていく

（ウ）障害児者地域療育等支援事業

① 基本方針・計画の方向性

- ・相談支援専門員と連携し、事業内容の向上を図っていく
- ・関係機関と連携し、地域の障害児者に必要な支援が届くよう活動する

② ５年間の実施計画

- ・県の委託を受け、専門のコーディネーターを配置し、専門家による療育相談会の開催、巡回相談等を実施します

（２）－１ みだい拠点 みだい寮

① 利用者支援

- ・意思決定支援に裏付けられた個別支援の充実
- ・利用者の高齢化・重度化への対応
(介護サービス事業所や身障施設への移行、訪問マッサージや通院リハビリ等)
- ・精神障害・発達障害・強度行動障害者等への対応（職員のスキルアップ）
- ・各利用者のステージにあった生活をするべく、他事業所の利用を推進する

② 施設運営・資金計画

- ・資金については、赤字をなくし、健全な運営をしていく
- ・職員不足を解消するため、法人一丸で取り組む
- ・２０３５年頃の建て替えを目指し、２０３０年頃より資金計画や施設の内容を検討していく。計画には法人全体で協議し総合的に検討していく
- ・栄養管理を考慮しながら利用者に喜ばれる給食の提供を行っていく
- ・感染症や食中毒等の発生を防止するための取り組みを継続していく
- ・大規模災害発生や感染症発生に備えるため、業務継続計画（ＢＣＰ）の見直しや訓練・研修を行う

③ 職員の資質向上

- ・引き続き自己評価や職員研修を充実し、職員個々の資質の向上、チームワーク（質の高い職員集団の形成）を目指す

④ 施設（設備）整備

- ・利用者の生活環境の充実のため、配管やボイラー、各居室エアコン等を整備し

ていく

⑤ 地域（在宅）福祉

- ・地域のニーズに応え、短期入所、日中一時、地域拠点事業等、出来る限りの受け入れをしていく

⑥ その他

- ・ソーシャルワークの視点を持ち、人権擁護や満足度の高い生活を重視し、社会的な関係の中で、地域、入所を問わず共生社会の実現を目指す視点を持つ。地域活動としての「みだいくらぶ」については、継続が困難なためそれに代わる地域資源として活動していく
- ・全国手をつなぐ育成会の山梨県支部事務局としての側面から、育成会の権利擁護運動や本人活動、障害者福祉への啓もう活動と連携し、社会貢献活動を行う
- ・災害時に地域の障害者や要配慮者の受け入れの協力をしていく

（２）－２ みだい拠点 こもればいホーム甲西

① 利用者支援

- ・意思決定支援に裏付けられた個別支援の充実

② 施設運営・資金計画

- ・２０２６年は定員を４名から５名に変更していく
- ・ワンストップ型の短期入所受け入れを目指すべく、検討する
- ・大規模災害発生や感染症発生に備えるため、業務継続計画（ＢＣＰ）の見直しや訓練・研修を行う
- ・栄養管理を考慮しながら利用者に喜ばれる給食の提供を行っていく
- ・感染症や食中毒等の発生を防止するための取り組みを継続していく

③ 施設（設備）整備

- ・点検維持管理をしっかりとる

（２）－３ みだい拠点 放課後デイみだい

① 利用者支援

- ・意思決定支援に裏付けられた個別支援の充実
- ・家族・行政・教育関係・相談員等と密接な連携を取り支援を行う

② 施設運営・資金計画

- ・これまで同様、みだい寮の事業として健全な運営を行う。
- ・大規模災害発生や感染症発生に備えるため、業務継続計画（ＢＣＰ）の見直しや訓練・研修を行う

③ 施設（設備）整備

- ・必要物品の充足

(3) - 1 いくせい拠点 山梨県立育精福祉センター成人寮

① 利用者支援

ア 意思決定支援に裏付けられた個別支援の充実

- ・丁寧なアセスメントを行い個別支援計画に沿った支援の充実を図る。
- ・利用者の障害に応じて写真や絵カード等を利用し意思決定支援を行う。

イ 利用者高齢化対策（身体・質の向上）の確立

- ・利用者の高齢化による障害特性を理解しそれに基づく支援を行う。

ウ 強度行動障害者支援体制の強化

- ・研修を受講し、強度行動障害への理解を深める。
- ・コンサルテーションを活用し、質の高い支援を行う。

エ 文化芸術活動・スポーツ・余暇活動の充実

- ・一人ひとりに合った余暇活動を提供する。
- ・外部講師を招いたり乗馬体験を行ったりし余暇活動の充実に努める。
- ・障害者文化展、障害者スポーツ大会などへの参加を支援する。

② 施設運営・資金計画

ア 安定した収入を確保と経営の整合性向上。

- ・ホームページを活用して施設を紹介し、利用者の増加を目指すとともに開かれた施設を目指す。
- ・自立支援給付費・補助金の最新情報を常に把握し、最適な請求を行う。
- ・時間外勤務の削減と働き方改革への取り組みを進める。

イ 業務改善を進める

- ・業務マニュアルの見直しを随時行い職員の業務を支援する。
- ・各種会議の見直しと縮小を進め、効率化を図る。

③ 職員の資質向上

ア 資格取得、研修参加の推進

- ・資格取得を支援する。
- ・研修参加を進め職員の意欲や知識を高める。

④ 施設（設備）整備

ア 職場環境の整理・構築の検討

- ・業務効率化につながる機器、システムを導入する。
- ・バリアフリー環境を整備する。

イ 豊かな環境の整備と推進

- ・施設内外に樹木や草花を植え、四季を感じられる環境を整備する。

- ・木陰を活かしたベンチを設置し利用者が自然を楽しめる空間を作る。
- ・グリーンカーテンを導入し夏の暑さ対策に取り組む。

⑤ 地域（在宅）福祉

ア 地域とのつながり、連携の強化

- ・地域との共同行事等を検討し、つながりを深める。

イ 地域福祉活動の検討

- ・地域や異業種と協力し、地域貢献や福祉サービスの向上に努める。
- ・ボランティア、施設見学、実習等を積極的に受け入れる。

⑥ その他

- ・感染症や食中毒等の発生を防止するための取り組みを継続していく
- ・大規模災害発生や感染症発生に備えるため、業務継続計画（BCP）の見直しや訓練・研修を行う。

(3) - 2 いくせいじどう拠点 山梨県立育精福祉センター児童寮

① 利用者支援

ア 意思決定支援に裏付けられた個別支援の充実

- ・丁寧なアセスメントを行い個別支援計画に沿った支援の充実を図る。
- ・利用児の障害に応じて写真や絵カード等を利用し意思決定支援を行う。
- ・移行支援計画に基づき関係機関と連携しながら本人主体の移行支援を進める。

イ 児童の障害特性に合った支援の確立

- ・未就学児童から高等部児童までの幅広い年齢に合った支援を行う。
- ・地域資源を活用し、多様な体験活動を提供する。

ウ 強度行動障害者支援体制の強化

- ・研修を受講し、強度行動障害への理解を深める。
- ・コンサルテーションを活用し、質の高い支援を行う。

エ 文化芸術活動・スポーツ・余暇活動の充実

- ・一人ひとりに合った余暇活動を提供する。
- ・外部講師を招いたり乗馬体験を行ったりし余暇活動の充実に努める。
- ・障害者文化展、障害者スポーツ大会などへの参加を支援する。

② 施設運営・資金計画

ア 安定した収入の確保と経営の整合性向上。

- ・ホームページを活用して施設を紹介し、利用者の増加を目指すとともに開かれた施設を目指す。
- ・自立支援給付費・措置費・補助金の最新情報を常に把握し、最適な請求を行う。

- ・時間外勤務の削減と働き方改革への取り組みを進める。

イ 業務改善を進める

- ・業務マニュアルの見直しを随時行い職員の業務を支援する。
- ・各種会議の見直しと縮小を進め、効率化を図る。

③ 職員の資質向上

ア 資格取得、研修参加の推進

- ・資格取得を支援する。
- ・研修参加を進め職員の意欲や知識を高める。

④ 施設（設備）整備

ア 職場環境の整理・構築の検討

- ・業務効率化につながる機器、システムを導入する。
- ・バリアフリー環境を整備する。

イ 豊かな環境の整備と推進

- ・施設内外に樹木や草花を植え、四季を感じられる環境を整備する。
- ・木陰を活かしたベンチを設置し利用者が自然を楽しめる空間を作る。
- ・グリーンカーテンを導入し夏の暑さ対策に取り組む。

⑤ 地域（在宅）福祉

ア 地域とのつながり、連携の強化

- ・地域との共同行事等を検討し、つながりを深める。

イ 地域福祉活動の検討

- ・地域や異業種と協力し、地域貢献や福祉サービスの向上に努める。

⑥ その他

- ・感染症や食中毒等の発生を防止するための取り組みを継続していく
- ・大規模災害発生や感染症発生に備えるため、業務継続計画（BCP）の見直しや訓練・研修を行う。

（３）－３ いくせい拠点 みっとホーム

① 利用者支援

ア 利用者の意思決定支援を尊重する。

- ・利用者の障害に応じて写真や絵カード等を利用し意思決定支援を行う。
- ・１人暮らしを希望する利用者の自立をサポートする。

② 施設運営・資金計画

ア 安定した収入を確保と経営の整合性向上

- ・ホームページを活用して施設を紹介し、利用者の増加を目指すとともに開かれた施設を目指す。

- ・自立支援給付費・補助金の最新情報を常に把握し、最適な請求を行う。
- ・時間外勤務の削減と働き方改革への取り組みを進める。

イ 業務改善を進める

- ・業務マニュアルの見直しを随時行い職員の業務を支援する。
- ・各種会議の見直しと縮小を進め、効率化を図る。

③ 施設（設備）整備

ア 職場環境の整理・構築の検討

- ・業務効率化につながる機器、システムを導入する。
- ・バリアフリー環境を整備する

イ 豊かな環境の整備と推進

- ・施設内外に草花を植え、四季を感じられる環境を整備する。
- ・グリーンカーテンを導入し夏の暑さ対策に取り組む。

④ その他

- ・感染症や食中毒等の発生を防止するための取り組みを継続していく
- ・大規模災害発生や感染症発生に備えるため、業務継続計画（BCP）の見直しや訓練・研修を行う。

（４）あゆみのいえ拠点 山梨県立あゆみの家

① 利用者支援

ア 山梨県内の精神障害者に対して、一定期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

イ 医療機関、相談支援事業所及び市町村等関係機関との連携により、利用者の心身の状況、家族を含む環境、地域生活への希望等を踏まえ、自立の促進を図る。

ウ 適切なサービス提供・向上への取り組み

- ・保健医療福祉等、職種及び経験多様な職員の配置を維持継続する。
- ・本人、家族と話し合いを基に、サービス等利用計画と連動した個別支援計画及び個別訓練実施計画の作成及びモニタリングを計画的効果的に実施していく。
- ・利用者の心身の特性に応じた効果的な訓練となるよう、個別訓練を基本とし共同生活を通しての集団訓練等を組み合わせ、当事者とともにサービスの質の評価を行い、常にその改善及び向上を図る。
- ・人権、人格の尊重として、利用者の意思に基づく支援、障害の特性に配慮した適切な説明に努め同意を得ていく。
- ・社会生活に必要なコミュニケーション、協調性等に関しては、小グループ活

動を自主的に取り組むこと、圏域で実施している「ピアサポート事業」を取り入れて、体験談から相互に学び交流を図ること等を継続していく。

- ・趣味、余暇活動及び家族との交流として、季節に応じた外出や社会資源の利用等各種活動の実施、「あゆみの家通信」の発行による広報活動を行う。
- ・地域移行支援としては、計画的段階的に希望する生活の場や日中活動等、方向性を見極め、グループホームや就労系サービスの見学や体験等を行い地域生活へのスムーズな移行に努める。
- ・退居者、訓練終了者に対しては、本人の希望があれば日中の生活訓練、短期入所の利用、電話や来所相談も可能です。関係機関に対しても退居時の引継ぎ後の相談にも応じ、ネットワークの拡充を図っていく。

短期入所における生活支援として、市町村をはじめ相談支援事業所等関係機関との連携を密に利用対象者の把握及び受け入れの促進を図る。

相談や利用希望者は積極的に受入れ、利用者の心身や生活状況等を踏まえ、自立訓練利用者との日中活動を通して必要な支援をしていく。

ウ 利用者の安全・衛生管理

- ・各種マニュアルを基に利用者に安全かつ衛生的な生活環境はじめ、健康管理、非常時の対応に努める。
- ・事業所内各種委員会及び研修の実施、保健所等の協力を得て利用者と職員が共に学習する機会設定等、正しい知識の習得及び意識啓発を継続していく。
- ・利用者、職員とも外部と連携をとる機会が多いため、特に感染症には注意を払い基本的な感染予防、施設内の共有設備の清掃や消毒等に努める。

② 施設運営・資金計画

ア 基本理念・運営方針

- ・あゆみの家の基本理念に基づき、利用者の人権や個性を尊重し、安全かつ快適な生活環境の中で、家族や関係機関等と連携を密にし、個々のニーズに応じた訓練を提供し、安心して社会生活が送れるよう支援をしていく。

イ 収支計画

- ・自立訓練、宿泊型自立訓練、各20名の定員に対して、入居者（宿泊型自立訓練利用者）16名を目途とし安定的な経営を行なえるように努めていく。
- ・利用者の長期入院、日中の就労事業所利用、自宅外泊や施設への宿泊体験等を考慮したうえで、収支のバランスを図っていく。
- ・県内の精神科医療機関や相談支援事業所、市町村福祉課等とも積極的な情報交換を行い、受け入れがスムーズかつ計画的に行えるよう連携を図る。
- ・光熱費や事務費等の経費削減を行い、効率的な運営に向け努力する。

③ 職員の資質向上

ア 職員の指導育成・研修体制

- ・定期的な所内研修の実施、県内外で開催される研修会への計画的参加、文献検索等自己研鑽にも努め、支援に必要な知識及び技術の向上を図る。
- ・職種や経験も異なる職員体制を活かし、利用者一人ひとりへの支援に関する情報共有等日々の職員ミーティングを実践的な研修として効果的に運営していく。

④ 施設（設備）整備

ア 施設の効率的な維持管理

- ・業者契約による定期的な保守点検の実施、あわせて職員による保守管理を行い、不具合等を早期発見し、利用者の安全確保と出費を最小限に抑える。
- ・施設設備及び備品等の経年劣化がすすむ中で、不具合等の状況把握及び施設所管課への報告相談を行い、計画的な修繕及び備品更新のための予算確保に努めていく。

⑤ 地域福祉

ア 地域移行支援員配置を活かし、利用者への支援を通して社会資源の現状及び課題の把握に努め、地域生活への移行、地域生活の定着の促進を図る。

イ 保健医療福祉、福祉、住まい、社会参加（就労）等、保健所、市町村福祉課等と連携し、地域で安心して暮らし続けられる包括的支援体制の充実に努める。

⑥ その他

- ・山梨県全域の精神障害者を対象としているが、事業所の所在地は山梨県の中北圏域であるため、峡東及び富士・東部圏域に居住する障害者においては、当事業所を利用する上でかかりつけの医療機関及び住み慣れた地域を離れての生活等、懸案事項となる。
- ・感染症や食中毒等の発生を防止するための取り組みを継続していく。
- ・大規模災害発生や感染症発生に備えるため、業務継続計画（BCP）の継続的な見直しや周知、徹底を行っていく。